

第二版に際して

初版を刊行してから5年余り経過して、改訂の機会を与えられた。

その間に、法規の改正等、新たな判例等、引用文献の改訂、執行に関する新たな文献・論文等が出され、本書も大幅に改訂する必要が出てきた。主な改訂の内容は、以下の事項に関する点である。

(1) 以下の主な法令の改正等に伴う改訂を行っている

- ① 平成28年法律第60号「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成29年12月1日から施行された。
- ② 平成28年法律第61号「消費者契約法の一部を改正する法律」が公布され、平成29年6月3日から施行された（取消権を行使した消費者の返還義務の限定（消費者契約法6条の2）は、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）の施行日（令2・4・1）から施行する）。
- ③ 平成28年法律第99号「割賦販売法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年6月1日から施行された。
- ④ 平成29年法律第44号「民法の一部を改正する法律」および同第45号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」が公布され、債権関係についての改正がなされ、令和2年4月1日から施行された。
- ⑤ 平成30年法律第54号「消費者契約法の一部を改正する法律」が公布され、令和元年6月15日から施行された。
- ⑥ 令和2年法律第13号「労働基準法の一部を改正する法律」が公布され、平成29年法律第44号「民法の一部を改正する法律」の施行日（令2・4・1）から施行されたので、それに伴う改訂を行った。

(2) 以下の主な新判例等に伴う改訂を行っている

- ① 事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの（最判昭60・2・12民集39巻1号89頁）、事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権として仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができるなどから、事前求償権を被保

- 全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有するものと解するのが相当である（最判平27・2・17民集69巻1号1頁）。
- ② 労働基準法114条の付加金の請求については、同条所定の未払金の請求に係る訴訟において同請求と共にされるときは、民訴法9条2項にいう訴訟の附帯の目的である損害賠償または違約金の請求に含まれるものとして、その価額は当該訴訟の目的の価額に算入されないものと解するのが相当である（最決平27・5・19民集69巻4号635頁）。
- ③ 民法465条に規定する共同保証人間の求償権は、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであり、保証人が主債務者に対して取得した求償権を担保するためのものではないから、保証人が主債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じない（最判平27・11・19民集59巻7号1988頁）。
- ④ 放送法64条1項は、受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制する旨定めた規定であり、日本放送協会からの受信契約の申込みに対して受信設備設置者が承諾しない場合には、その者に対して承諾の意思表示を命ずる判決の確定によって受信契約が成立し、同条項は、同法に定められた日本放送協会の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反せず、受信契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により受信契約が成立した場合、同契約に基づき、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生し、受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権の消滅時効は、受信契約成立時から進行する（最大判平29・12・6民集71巻10号1817頁）。
- ⑤ また、最近の裁判例では、交通事故に伴う被害者の任意保険の直接請求における請求の趣旨・認容判決主文の付帯請求の始期が、事故日からの遅延損害金を認めている状況にあることに伴う内容の改訂を行っている。
- ⑥ その他、最判平22・4・20民集64巻3号921頁および最判平25・7・18民集244号55頁の判例の趣旨から考えて、継続的金銭消費貸借においては、一度高額となった元本額に対する制限利率は、当該貸金元本がなくなり過

払金が発生している時点で新たな借入をした場合においても適用されると解されるので、その点についての内容を加筆した。

- (3) その他、初版刊行後の文献や実務の動向等に基づいて、内容の改訂を行っている。

本書の意図するところは、初版のはしがきで述べたとおりであるが、それが上記のようなことに伴う改訂をすることにより、最新のものとしたつもりである。本書が、初版以上に、たくさんの簡易裁判所の民事訴訟事件の実務に携わる方々に利用していただければ、幸いである。

令和3年4月吉日

園 部 厚

第1章 貸金関係事件

第1節 貸金返還請求事件

第1 貸金返還請求事件の請求原因

1 貸金元本返還請求の請求原因

(1) 貸金元本返還請求における弁済期の合意がある場合の請求原因

ア 要物契約としての金銭消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がある場合の請求原因

貸金元本返還請求における返還時期（弁済期）の合意がある場合の請求原因は、以下のとおりである（「3訂紛争類型別要件事実」28頁(1)、加藤「要件事実の考え方と実務〔4版〕」220頁・221頁、村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」213頁・214頁）。

- i 貸主（原告）・借主（被告）間での金銭返還の合意
- ii 貸主（原告）の借主（被告）への金銭の交付
- iii 貸主（原告）・借主（被告）間での弁済期の合意
- iv 弁済期の到来

事実摘示で「貸し付けた」と表現すれば、i、iiが含まれると理解できる（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁）。

イ 諾成契約としての金銭消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がある場合の請求原因

平成29年法律第44号による民法改正（令2・4・1施行）により、書面でする消費貸借について、諾成契約としての消費貸借契約が認められた（民587条の2）。この諾成契約としての消費貸借契約に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がある場合の請求原因は、要物契約としての消費貸借の場合の貸金返還請求における弁済期の合意がある場合の請求原因（上記ア）のiおよびii

第1章 貸金関係事件

が次の i' および ii' のとおりとなり（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁）、その他の請求原因は、要物契約としての消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がある場合の請求原因（上記ア）と同様である。

- i' ① 貸主（原告）と借主（被告）との間での金銭の交付および返還の合意
- ② ①の合意が書面または電磁的記録でなされたこと
- ii' i' ①の合意に基づく金銭の交付
- iii 貸主（原告）・借主（被告）間での弁済期の合意
- iv 弁済期の到来

ii' は、貸主（原告）と借主（被告）間の消費貸借契約の成立要件としては必要ないが、貸主（原告）の借主（被告）に対する貸金返還請求権の発生原因としては必要である（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁、大江「新債権法の要件事実」60頁）。

(2) 貸金元本返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因

ア 貸金元本返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因

㍲ 要物契約としての金銭消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因

貸金元本返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因は、以下のとおりである（「3訂紛争類型別要件事実」29頁イ、加藤「要件事実の考え方と実務〔4版〕」223頁、大島「民事裁判実務の基礎〔3版〕上」210頁）。

- i 貸主（原告）・借主（被告）間での金銭返還の合意
- ii 貸主（原告）の借主（被告）への金銭の交付
- iii （催告期間を定めた）催告
- iv① 催告期間末日の到来
- または
- ② 客観的相当期間の末日の到来

事実摘示で「貸し付けた」と表現すれば、i、iiが含まれると理解できる（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁）。

iiiの催告は、催告期間を定めなくとも、客観的相当期間が経過すれば、その

効力を生ずる（大判昭5・1・29民集9巻97頁）（内田「民法Ⅱ〔3版〕」252頁）。

(イ) 諾成契約としての金銭消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因

平成29年法律第44号による民法改正（令2・4・1施行）により、書面でする消費貸借について、諾成契約としての消費貸借契約が認められた（民587条の2）。この諾成契約としての消費貸借契約に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因は、要物契約としての金銭消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因（上記ア）の i および ii が次の i' および ii' のとおりとなり（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁）、その他の請求原因は、要物契約としての消費貸借に基づく貸金返還請求における弁済期の合意がない場合の請求原因（上記ア）と同様である。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>i' ① 貸主（原告）と借主（被告）との間での金銭の交付および返還の合意</p> <p>② ①の合意が書面または電磁的記録でなされたこと</p> <p>ii' i' ①の合意に基づく金銭の交付</p> <p>iii （催告期間を定めた）催告</p> <p>iv① 催告期間末日の到来</p> <p>または</p> <p>② 客観的相当期間の末日の到来</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ii' は、貸主（原告）と借主（被告）間の消費貸借契約の成立要件としては必要ないが、貸主（原告）の借主（被告）に対する貸金返還請求権の発生原因としては必要である（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁、大江「新債権法の要件事実」60頁）。

イ 訴状送達による催告

訴状送達による催告の場合、前記ア(ア)・(イ)の iii の催告は、訴状のよって書きの「訴状送達の日」という部分で主張されているとみなし、前記ア(ア)・(イ)の iv の期間末日の到来は、自明であるから記載しないのが通例である。そして、訴状送達による催告によって遅延損害金を請求する場合、訴状送達から相当期間経過した日からの請求となる（「増補民事訴訟要件事実1巻」278頁）。

(3) 分割弁済で期限の利益喪失約款による元本全額返済請求の請求原因

ア 要物契約としての金銭消費貸借に基づく分割弁済で期限の利益喪失約款による元金全額返済請求の請求原因

貸金元本返還請求における分割弁済で期限の利益喪失約款（分割金の支払を1回でも怠ったときは期限の利益を喪失する旨の期限の利益喪失約款）による元本全額返済請求の場合の請求原因は、以下のとおりである（「増補民事訴訟要件事実1巻」272頁～274頁、加藤「要件事実の考え方と実務〔4版〕」222頁、村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」217頁・218頁）。

- i 貸主（原告）・借主（被告）間での金銭返還（および分割弁済）の合意
 - ii 貸主（原告）の借主（被告）への金銭の交付
 - iii 分割弁済の合意
 - iv⑦ 各割賦金のいずれかの弁済期が経過したときは、当然に借主はその後
に到来すべき期限の利益を失い、残額全部の弁済期が経過したものとす
る合意
- ① 特定の割賦金の弁済期の経過

支払を怠ったという消極的事実を要件事実とすべきではなく、特定の弁済期（〇月×日）に支払うべき割賦金の弁済の提供をしたことが抗弁となるのが原則である（「新版注釈民法(4)」582頁、岡口「要件事実マニュアル2巻（6版）」169頁）。

イ 諾成契約としての金銭消費貸借に基づく分割弁済で期限の利益喪失約款による元金全額返済請求の請求原因

平成29年法律第44号による民法改正（令2・4・1施行）により、書面でする消費貸借について、諾成契約としての消費貸借契約が認められた（民587条の2）。この諾成契約としての金銭消費貸借契約に基づく分割弁済で期限の利益喪失約款による元金全額返済請求の請求原因は、要物契約としての消費貸借に基づく分割弁済で期限の利益喪失約款による元金全額返済請求の請求原因（上記ア）の i および ii が次の i' および ii' のとおりとなり（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁）、その他の請求原因は、要物契約としての金銭消費貸借に基づく分割弁済で期限の利益喪失約款による元金全額返済請求の請求原因

因（上記ア）と同様である。

- i' ① 貸主（原告）と借主（被告）との間での金銭の交付および返還の合意
 - ② ①の合意が書面または電磁的記録でなされたこと
- ii' i' ①の合意に基づく金銭の交付
- iii 分割弁済の合意
- iv㉞ 各割賦金のいずれかの弁済期が経過したときは、当然に借主はその後に到来すべき期限の利益を失い、残額全部の弁済期が経過したものとする合意
 - ㉟ 特定の割賦金の弁済期の経過

ii' は、貸主（原告）と借主（被告）間の消費貸借契約の成立要件としては必要ないが、貸主（原告）の借主（被告）に対する貸金返還請求権の発生原因としては必要である（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁、大江「新債権法の要件事実」60頁）。

（4）利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因

ア 利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因

㍲ 要物契約としての金銭消費貸借に基づく利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因

利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因は、以下のとおりである（「3訂紛争類型別要件事実」29頁㍲、岡口「要件事実マニュアル2巻（6版）」170頁(2)）。

- i 貸主（原告）・借主（被告）間での金銭（元本）返還の合意
- ii㉞ 貸主（原告）の借主（被告）に対する元本の一部の交付
 - ㉟ 貸主（原告）・借主（被告）間での i の元本額と ii㉞の交付額との差額につき利息として天引する合意
- iii 貸主（原告）・借主（被告）間での弁済期の合意
- iv 弁済期の到来

(イ) 諾成契約としての金銭消費貸借に基づく利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因

平成29年法律第44号による民法改正（令2・4・1施行）により、書面とする消費貸借について、諾成契約としての消費貸借契約が認められた（民587条の2）。この諾成契約としての消費貸借契約に基づく利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因は、要物契約としての消費貸借に基づく利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因（上記ア）の i および ii が次の i' および ii' のとおりとなり（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁）、その他の請求原因は、要物契約としての消費貸借に基づく利息の天引がされた場合の貸金元本返還請求の請求原因（上記ア）と同様である。

- | |
|------------------------------------------------------------------|
| i' ① 貸主（原告）と借主（被告）との間での金銭の交付および返還の合意 |
| ② ①の合意が書面または電磁的記録でなされたこと |
| ii' a' i' ①の合意に基づく金銭の一部の交付 |
| b' 貸主（原告）と借主（被告）の間での i' ①で合意した元本額と ii' a' の交付額との差額につき利息として天引する合意 |
| iii 貸主（原告）・借主（被告）間での弁済期の合意 |
| iv 弁済期の到来 |

ii' a' は、貸主（原告）と借主（被告）間の消費貸借契約の成立要件としては必要ないが、貸主（原告）の借主（被告）に対する貸金返還請求権の発生原因としては必要である（村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」214頁、大江「新債権法の要件事実」60頁）。

イ 利息の天引がされた場合の元本充当と元本額

利息の天引をした場合、天引額が債務者の受領額を元本として利息制限法1条の利息の制限利率により計算した金額を越えるときは、その超過部分は、元本に充当したものとみなされる（利限2条）。たとえば、元本の100万円の金銭消費貸借契約締結に際して、利息の天引をした場合、現実の受領額を元本と見ると元本が10万円以上100万円未満となるので制限利率を1割8分として計算し、それを越える分を元本100万円に充当するが、その後の利息の計算については、100万円を元本として金銭消費貸借が成立しているのであるから、残元

本が100万円未満となっても、年1割5分の制限利率で計算することになり、それを超える部分は残元本に充当されることになる（東京高判昭57・12・23判タ490号67頁）（滝澤「民法法の論点」96頁・97頁）。

2 「貸金返還請求における」利息請求の請求原因

(1) 貸金返還請求における利息請求の請求原因

貸金返還請求における利息請求の請求原因は、以下のとおりである（伊藤「新民法（債権関係）要件事実Ⅰ」125頁、「3訂紛争類型別要件事実」31頁(2)、加藤「要件事実の考え方と実務〔4版〕」226頁(1)、村田ほか「要件事実論30講〔4版〕」326頁ウ、大島「民事裁判実務の基礎〔3版〕上」215頁）。

〔元本債権（主たる請求）の発生原因事実Ⅰの i ～ iv〕

v ① 利息の約定

または

② 双方が商人であること（商513条1項）

vi 金銭の交付日から一定期間の経過

平成29年法律第44号による民法改正（令2・4・1施行）により、変動金利制を採用されたことに伴い、適用される法定利率を示すために、viの金銭の交付日を時的要素として示す必要があると思われる（伊藤「新民法（債権関係）要件事実Ⅰ」125頁）。

(2) 利息の利率の主張立証

ア 法定利率による利息の請求

利息支払の合意があっても、約定利率の主張立証がないときは、利率は利息が生ずべき最初の時点における法定利率による（民404条1項）（「3訂紛争類型別要件事実」31頁）。法定利率による利息請求をする場合、利率の点については主張立証する必要はない（民404条1項）（岡口「要件事実マニュアル2巻（6版）」166頁a）。

※① 平成29年法律第44号による民法改正（令2・4・1施行）により、法定利率について、当初年3%とし、変動制を採用した（民404条）。利息については、別段の意思表示がないときは、その利息が生じた最初の時点における法定利率によるとされ（民404条1項）、「その利息が生じた最初の時点」とは、その利息を支払う義務が生じた最初の時点であり（利息支払義務の履行期とは異なる）、債権の利息算定に適

[著者略歴]

園 部 厚 (そのべ あつし)

●著者略歴●

昭和61年3月最高裁判所書記官研修所一部修了、最高裁判所刑事局、東京地方裁判所民事21部主任書記官を歴任し、現在古河簡易裁判所判事

●主な著書および論文●

共著「平成2年度主要民事判例解説」判例タイムズ762号、共著(古島正彦)「承継執行文に関する若干の問題」書協会報117号、共著「債権執行の諸問題」判例タイムズ社、共著「供託先例判例百選〔第二版〕」別冊ジュリスト158号、「書式支払督促の実務〔全訂10版〕」民事法研究会、「書式意思表示の公示送達・公示催告・証拠保全の実務〔第七版〕」民事法研究会、「書式借地非訟・民事非訟の実務〔全訂五版〕」民事法研究会、「書式代替執行・間接強制・意思表示擬制の実務〔第五版〕」民事法研究会、「書式不動産執行の実務〔全訂11版〕」民事法研究会、「書式債権・その他財産権・動産等執行の実務〔全訂15版〕」民事法研究会、「わかりやすい紛争解決シリーズ(既刊6巻)」民事法研究会、「〔三訂版〕一般民事事件論点整理ノート(紛争類型編)」、「〔改訂版〕一般民事事件論点整理ノート(民事訴訟手続編)」新日本法規、「簡裁民事訴訟マニュアル」日本評論社、「交通事故物的損害の認定の実際〈理論と裁判例〉」青林書院、「簡裁交通損害賠償訴訟実務マニュアル」青林書院、「執行関係訴訟の実務」青林書院など

簡裁民事訴訟事件要件事実マニュアル〔第2版〕

令和3年6月16日 第1刷発行

定価 本体 5,500円 + 税

著 者 園部 厚
発 行 株式会社 民事法研究会
印 刷 文唱堂印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258 (営業)

TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278 (編集)

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN 978-4-86556-443-3 C3032 ¥5500E

カバーデザイン：袴田峯男